

質問に対する回答書

(業務名：鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務)

No.	関連項目	質問内容 (原文のまま記載しています。)	回答	回答日
30	仕様書 第1章 業務の概要 5 業務範囲(2)	実際に現状行われている業務フローがわかる資料を提供頂くことは可能でしょうか？	「参考資料5」には、基本的な業務フローが把握できる階層イメージを掲載しています。これに加え、「参考資料13」に、水道料金及び下水道使用料徴収業務における一般的な業務フローを掲載いたします。	2026/9/4
31	仕様書 第1章 業務の概要 4 導入方式 (1) 共同利用方式	複数自治体による共同利用システムとして構築するにあたり、単一のシステム環境 (データベース・アプリケーション) を論理区画で分離して共有する「マルチテナント方式」での構築は可能でしょうか。それとも、自治体ごとに環境 (データベースやインスタンス) を個別独立させる「シングルテナント (マルチインスタンス) 方式」が求められますでしょうか。提案構成およびインフラコストの算定に影響するためご示唆ください。	マルチテナント方式も可能です。但し、事業体間の情報漏洩対策等、充分なセキュリティ対策を施してください。	2026/9/4
32	仕様書 第2章 3 システム構成及び利用環境 (4)	「Microsoft Edge で正常に動作すること。」とありますが、スマートフォンでの動作もMicrosoft Edgeでの動作保証が必須となるでしょうか。	スマートフォンは対象外です。	2026/9/4
33	仕様書第5章 2データセンター要件 (3)	「日本データセンター協会が制定するファシリティスタンダードの基準であるティア 3 相当のサービスレベルを確保していること。」とあり、弊社はAWS, Google Cloudなどのパブリッククラウドでの提案を想定していますが、相当サービスレベルを確保していることを証明できれば、当該認定を得ていなくてもこちらの要件は満たしているという理解でいいでしょうか。	お見込みのとおりです。	2026/9/4
34	仕様書 第5章 3 ネットワーク要件 (4) 実施要領 参考資料3 備考	米子市上下水道局庁舎において、既存通信環境から分離した本システム専用の通信環境 (中海TV閉域網等) を新たに構築・設置する場合、その回線構築工事費および月額回線利用料は提案価格 (提案上限額内) に含めるべきでしょうか。それとも各自治体の直接契約・予算負担範囲となりますでしょうか。	提案価格に含まれます。	2026/9/4
35	仕様書 第8章 研修要件	職員向け操作研修 (導入支援) について、8自治体合同での集中研修形式を想定されているでしょうか。あるいは各自治体 (全15拠点等) の庁舎へ個別に訪問して実施することが求められますでしょうか。	どちらも可能です。実施方法については提案書にご記載ください (実施要領 8 (5) アの表④参照)。	2026/9/4
36	実施要領 2 業務概要 (7) 提案上限額および価格提案	提案上限額について、参加8事業体の総額 (合計金額) が上限内に収まっている場合であっても、いずれか1事業体でも個別の上限額を超過した場合は失格対象となりますでしょうか。	失格となります。	2026/9/4
37	実施要領 2 業務概要 (4) 履行期間	第1期 (7事業体：R10年12月稼働) と第2期 (米子市：R11年4月稼働) で稼働時期が分かれています。パッケージおよび共通基盤の初期構築作業は第1期に合わせて一括で実施する認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。	2026/9/4
38	実施要領 11 契約の締結	契約書案を事前に提供いただくことは可能でしょうか。	契約書については、優先交渉権者との協議により内容を決定いたします。現時点での提供はいたしません。	2026/9/4
39	審査要領 第11条・第12条 (提案価格の評価算定)	審査要領において「デジタル活用推進事業債」を活用する場合の価格点計算式 (導入費×0.55) が定められていますが、本調達において実際にデジタル活用推進事業債を活用予定の自治体 (または評価計算時に本補正が適用される自治体) はございますでしょうか。提案金額の評価に関わるためご示唆ください。	全ての参加事業体が活用予定です。	2026/9/4
40	06_02_requirements.xlsx 水栓情報管理 (12行目)	水栓の廃止処理とはこういった処理でしょうか。処理の詳細を教えてください 処理の複雑性や外部処理の実行要否がわかるような形としていただければ助かります	水道の給水設備を今後使用しないものとして、水道事業者に対して正式に使用を終了する手続きです。 【休止 (又は中止) との違い】 休止 (又は中止)：一時的に水道を使わないが、将来再び使用する可能性がある。 廃止：今後その給水装置を使用しないため、正式に給水を終了し、給水装置そのものを廃止 (登録抹消) する処理	2026/9/4
41	06_02_requirements.xlsx 利用者情報管理 (17行目)	利用者情報の追加、更新、削除は1件ずつ実施する想定でしょうか？ csvファイルなどによる一括取り込みを想定していますでしょうか？	個別作業です。一括取込は想定していません。	2026/9/4
42	仕様書P.6 3 システム構成及び利用環境 (2)	既存の職員用パソコンおよびプリンタは、水道業務専用でしょうか。 他業務と兼用の場合、他業務側のシステム動作に影響が発生する懸念はないでしょうか。	既存システムについては、水道 (料金徴収) 業務専用としている事業体と、その他の業務と共用している事業体がありますが、原則として、新システムでは料金システム専用とします。 ただし、受託者及び各事業体との協議により、システム構成や業務状況等を考慮した上で、変更する場合があります。	2026/9/4
43	仕様書P.6 3 システム構成及び利用環境 (2)	現行システムと新システムの平行稼働はございますでしょうか。 既存の職員用パソコンを使用される場合、新システム側でのテスト実施時や平行稼働時に、現行システム側の運用制限やシステム動作条件などの制約が生じる場合がありますが、想定されている対応をご教示ください。	並行稼働期間 (新システム試用期間等) においては、新旧それぞれの環境に専用PC等を用意することとなります。	2026/9/4
44	仕様書P.9 第5章プラットフォーム要件 3 ネットワーク要件	個人情報扱うシステムであり、セキュリティの観点から、ネットワークは水道料金システム専用ネットワークという理解でよろしいでしょうか。 自治体様ネットワークは、マイナンバー系、LGWAN系、インターネット系とございますが、共同利用ならびに個人情報を取り扱うシステムであることから、独立したネットワークであると推察しております。 水道料金システム専用ネットワークを今回の調達で構築されると理解しております。	お見込みのとおりです。	2026/9/4
45	仕様書P.8 第5章プラットフォーム要件 3 ネットワーク要件	鳥取情報ハイウェイ又はLGWANを使用する場合、ネットワーク構築は各事業体様の庁舎接続までが範囲 (接続ルータやファイアウォールの整備・運用保守まで) で、庁舎内ネットワークの整備は各事業体様でご対応いただくという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。その他、No.12～18の質問・回答をご参照ください。	2026/9/4
46	仕様書P.8 第5章プラットフォーム要件 3 ネットワーク要件	LGWANを使用する場合、水道専用のネットワークを新たに設定する必要がありますでしょうか。	全ての拠点においてLGWAN回線は敷設済ですが、水道料金システム専用のネットワークを構築するための機器設置や設定は必要です。No.12～18、44及び45の質問・回答をご参照ください。	2026/9/4

質問に対する回答書

(業務名：鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務)

No.	関連項目	質問内容（原文のまま記載しています。）	回答	回答日
47	仕様書P.12 5 ウイルス対策ソフト	最新のパターンファイルを入手するため、本システムのネットワークからウイルス対策製品の更新サイトへの通信を許可いただけますでしょうか。	セキュリティ対策に十分配慮したご提案であれば、問題ございません。ただし、実際の構築にあたっては、各事業体の情報管理部署と協議の上、進めていただくこととなります。	2026/9/4
48	仕様書P.17 参考資料1	付帯機器類確認表記載のバーコードシートリーダーで読み取るバーコードの種類（二次元、一次元等）は何でしょうか。	一次元コードです。	2026/9/4
49	仕様書P.19 参考資料3	米子市上下水道局庁舎へ鳥取県情報ハイウェイを接続ならびに中海TV閉域網回線の接続について、構築作業および接続に必要な機器についても見積に含むという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	2026/9/4
50	仕様書P.19 参考資料3	※2で、米子市上下水道局について通常業務で使用する通信環境から分離した環境構築の必要がある旨の記載がございますが、クラウド環境との接続構築までが範囲で、庁舎内ネットワークは米子市上下水道局様でご準備いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	2026/9/4
51	仕様書P.21 参考資料5	基本情報6：入金処理方式等 米子市様以外はOCRリーダーで読み取りとなっておりますが、具体的にどのように処理されていますでしょうか。現行機器などを教えて頂けますでしょうか。読み取るバーコードの種類（二次元、一次元等）は何でしょうか。	新システムにおいては、全ての事業体でバーコードシートリーダーを導入します（「参考資料1」参照）。但し、金融機関においては、現行どおりOCRリーダーを利用される可能性があります。バーコードの種類は、№48の回答をご参照ください。	2026/9/4
52	仕様書P.23 参考資料7	八頭町様だけ、現行システムが同一ベンダーでも使用者番号桁数や推薦番号桁数が異なりますが、システム保有の桁数が違うのでしょうか。バージョン等の違いがあるのでしょうか。	八頭町については、9桁まで使用可能なデータレコードを、現在は6桁で運用しています。同システムを使用する他の事業体においても、9桁の範囲内で運用しています。	2026/9/4
53	実施要領 2 (7) オ 提案上限額及び価格提案（使用量等通知サービス等）	SMS等を利用した「使用量等通知サービス」の提案費用について、実施要領2(7)オに「提案上限額に含めないものとする」とありますが、価格提案書（様式第7号・第8号）とは別に任意様式等で見積額を提示する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。機能要件書7.2.6の見積費用欄への記載でも構いませんが、導入費用、運用費用及び税込・税抜の別が分かるようにご提示ください。	2026/9/4
54	実施要領 2 (7) オ、 プロポーザル審査要領 第4章 第12条	参考資料2の13.5「使用量等通知サービス」および付帯機器類の価格提案について、提案上限額には含めないものとしてされていますが、審査要領第12条の付帯機器類価格点（25点）以外の評価（システム価格点200点等）や、契約・支払手続きにおいて「別管理（本体システム・提案上限額と切り離れた個別の契約・精算管理等）」とされる具体的な取扱いの詳細についてご教示ください。	「使用量等通知サービス」については、提案されるサービス内容等に違いがあることが予想されることから、提案内容等を考慮した上で、システムへの付加を検討します（評価の比較に当たっては、本サービスについて、全ての提案において「付加」又は「排除」のいずれかを採用し、均一な条件の下で評価します。）。付加する機能については、提案上限額とは関係なく、システム費用に含めて評価し、契約についてもシステムに含めて締結します。提案内容によっては、「価格点」だけでなく、二次審査における「要求した機能に対する対応状況」、「付帯機能、拡張性」及び「独自提案」にも反映します。また、付帯機器類については、提案内容に応じて、「付帯機器類価格点」だけでなく、二次審査における「共同化メリット」にも反映します。なお、契約については、優先交渉権者の選定後に改めて交渉を行い、システムとは別に契約を締結します。	2026/9/4
55	プロポーザル実施要領 8 (2)(3) 業務提案書 等の提出（提出部数・ 提出方法）	正本として提出する「電子媒体1部」について、推奨される物理媒体種別、保存ファイル形式、フォルダ構成、およびファイル名の指定ルールがございましたらご教示ください。	媒体種別については、「CD-ROM」又は「DVD-ROM」を推奨します。保存ファイル形式については、業務提案書はPDF形式を推奨します。事務局が様式を提供したもののについては、提供時のファイル形式を維持してください。ファイル名については、様式名称をそのまま使用していただくと助かります。フォルダ構成については、特段の指定はありません。	2026/9/4
56	プロポーザル実施要領 8 (3) エ 業務提案書 等の提出（ファイル容 量）	電子メールで副本（または大容量ファイル）を提出する際、ファイル送受信サービスを利用する場合の指定サービス（ストレージサービスの制限等）、受領方法、および送信時の事前連絡の要否についてご教示ください。	指定するサービスはございません。送信後、確認のため、電話にてご連絡いただけますと幸いです。	2026/9/4
57	プロポーザル実施要領 9 (7) 二次審査（プレ ゼンテーション）	二次審査（プレゼンテーション）において、実機システムによるデモストレーションの要否、実施会場（米子市上下水道局大会議室）で利用可能なネットワーク環境（Wi-Fi、有線LAN等）、プロジェクター等の接続端子規格（HDMI等）をご教示ください。	二次審査のプレゼンテーションにおいては、実機デモを必須といたします。プロジェクター、大型スクリーン、音響機器（マイク、スピーカー、アンプ等）、HDMIケーブル（パソコンと映像・音響機器との接続用）及び電源延長コードは備えていますが、インターネット接続環境は、提案者において用意していただく必要があります。なお、一次審査合格者には、改めて「プレゼンテーション実施要領」をご提供いたします。	2026/9/4
58	プロポーザル審査要領 第4章 第11条～第13条 提案価格・価格点の算 定	価格点（200点）および付帯機器類価格点（25点）の評価について、要領第11条・第12条では「事業体ごとに算出する」と記載されていますが、各事業体ごとに算出した得点の平均値または合計値等を、どのように統合して最終的な価格評価点（200点満点・25点満点）を集約・算出されるかご教示ください。	各事業体から1名ずつ審査員を選出するため、各審査員の採点合計が、各提案に対する価格点及び付帯機器類価格点となります。仮にすべての審査員が満点を付けた場合、価格点及び付帯機器類価格点の合計は1,800点となります。	2026/9/4
59	基本仕様書 第1章 8 履行場所（参考資料3 料金システム端末設置 拠点一覧）	境港市役所庁舎に設置する端末において、境港市内の給水契約者情報のみ閲覧可能とするアクセス制御要件について、システム上のユーザー権限設定（特定拠点・ユーザーごとの参照フィルタリング機能）により実現する想定でよろしいでしょうか。また、米子市様および境港市様における相互の閲覧参照範囲（閲覧のみ可否等）についてご教示ください。	アクセス制御要件については、お見込みのとおりの設定で構いません。指定する閲覧制限を講じていただければ結構です。米子市上下水道局の端末については、原則としてフルアクセスとし、境港市が設置する端末については、境港市に給水装置を有する給水契約者の情報のみ閲覧できるものとします。	2026/9/4
60	基本仕様書 第2章 シ ステム構成及び利用環 境 / 参考資料1 付帯 機器類確認表	参考資料1記載の付帯機器類（メールシーラー、バーコードシートリーダー等）について、記載されている参考機種と同等品以上の性能を有する他社メーカー製品での提案・調達が可能でしょうか。また、モバイル検針・精算時の「お知らせ票」「領収書」において、自治体指定の公印（陰影）やロゴマーク等を端末から印字する仕様・要件の有無をご教示ください。	参考資料1に記載している参考機種は、あくまでも米子市において導入している機器を参考として掲載したものです。実際にご提案いただく機種については、参考機種に限定せず、各事業体の業務状況等を考慮の上、適切な機器を選定し、ご提案ください。なお、各事業体で使用する印影※及び市・町章（シンボルマーク）については、各事業体から画像ファイル等のデータを提供します。※印影の大きさ等については、各事業体の公印規程に定めがあります。	2026/9/4
61	基本仕様書 第6章 2 データ移行（移行対象 データ・参考資料5）	既存システムからのデータ移行に関し、各事業体様の現行データの文字コード（外字の有無）、データ抽出形式（CSV等）、データベース種類、ならびに事前検証用サンプルデータの提供可否および提供予定時期についてご教示ください。	データ移行については、原則として、本業務の受託者と現行ベンダーが、データの提供方法やスケジュール等について協議の上、決定することとなります。そのため、現時点では具体的な内容をお伝えすることはできません。なお、サンプルデータについては、本業務の契約締結後であれば提供可能です。	2026/9/4

質問に対する回答書

(業務名：鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務)

No.	関連項目	質問内容 (原文のまま記載しています。)	回答	回答日
62	基本仕様書 第6章 2 (2) エ・オ データ移行 (現行事業者との調整)	現行事業者からのデータ提供・仕様協議の開始可能時期についてご教示ください。また、現行事業者との移行仕様調整における協議会様、各事業体様、および受託事業者の役割分担についてご教示ください。	データ提供については、上記回答をご参照ください。仕様協議については、優先交渉権者選定後、契約に向けた協議の中で行うこととなります。 現行ベンダー（事業者）とのデータ移行等に関する調整協議については、原則として、本業務の受託者と現行ベンダーとの間で行っていただきますが、初回協議及びその他必要に応じて、委託者（事業体）も含めて行います。 なお、米子市以外の6町については、現行ベンダーが同一であるため、合同での協議も可能と考えます。この場合は、協議会事務局にて調整いたします。	2026/9/4
63	基本仕様書 第6章 データ移行 / 第7章 セキュリティ要件	旧システムからのデータ移行およびシステム運用に当たり、外字の取り扱い仕様（外字作成・フォント同期要件等）および指定の文字コード（Unicode/Shift_JIS等）の要件はございますでしょうか。ご教示ください。	原則、行政事務標準文字に準拠することといたします。	2026/9/4
64	基本仕様書 第7章 セキュリティ要件 3 パスワード管理	「3 パスワード管理」に規定されているセキュリティ要件（パスワードの長さ、使用文字の種類、有効期間設定等）について、本要件は検針用・精算用モバイル端末（スマートフォン等）のログイン・認証にも適用される対象でしょうか。	モバイル端末については、パスワード以外にも、指紋認証や顔認証など、十分なセキュリティ対策が講じられているのであれば、その他の認証方法でも構いません。	2026/9/4
65	基本仕様書 第7章 セキュリティ要件 4 ログ管理	「4 ログ管理」に規定されているアクセスログ等の記録・照会要件について、本要件はモバイル端末上での操作履歴や端末ログインログ等にも適用される対象でしょうか。	適用いたします。	2026/9/4
66	基本仕様書 第7章 セキュリティ要件 5 ウイルス対策等	「5 ウイルス対策等」に規定されているコンピュータウイルス対策およびセキュリティパッチ適用要件について、本要件は検針用・精算用モバイル端末（OS・セキュリティ対策アプリ等）にも適用される対象でしょうか。	適用いたします。	2026/9/4
67	基本仕様書 第11章 2 成果物の知的財産権	第11章2(3)「委託者の発注により作成されたカスタマイズソフトウェアの著作権は協議会に帰属する」とありますが、パッケージ製品の標準機能に対する追加カスタマイズ・パラメータ設定と、協議会に著作権が帰属する成果物の具体的な区分基準をご教示ください。	パッケージ製品の標準機能に対する追加カスタマイズ・パラメータ設定については、協議会への著作権の帰属対象には該当しません。あくまでも、本システムのために新規に開発・カスタマイズされた機能を対象とします。	2026/9/4
68	様式第11号のア 機能要件書 1.1 水栓情報管理 No.8「給水番号（給水開始前の仮付番）は、9桁に対応し、原則として1使用者につき1番号を任意に付番して管理できること。」	給水番号（9桁）について、「給水開始前の仮付番」と記載されていますが、これは水栓番号と給水契約者識別番号の組み合わせに対して付番する番号でしょうか。また、給水開始後は使用されなくなる（または別の番号に更新される）性質の番号でしょうか。番号の位置づけおよび給水開始前後の採番・変更運用についてご教示ください。	水栓番号及び給水契約者識別番号とは関係なく付番し、給水装置及び契約者情報を仮登録するためにのみ使用する番号となります。なお、新規システム導入時には、運用の見直しを図る予定としています。	2026/9/4
69	様式第11号のア 機能要件書 1.1 水栓情報管理 No.9「現在使用している整理番号（識別番号）をそのまま移行できること。また、別管理の識別番号として管理し、検索及び帳票へ表示できること。」	現在ご使用中の「整理番号（識別番号）」について、何を基準として整理・採番された番号でしょうか。また、「別管理の識別番号として管理し」と記載されていますが、何と別管理される番号でしょうか。なお、新システムにおいても現行同様のルールで整理番号を継続して自動採番・管理する必要がございますでしょうか。	整理番号とは、現在、各事業体が現行システムで使用しているさまざまな識別番号の総称です。 そのうち、米子市の使用者番号は、町区別に付番された町番号3桁、給水装置ごとに付番された水栓番号6桁、使用者が入れ替わること増加する世代番号で構成されています。 町においては、使用者番号と水栓番号がそれぞれ別に付番されており、使用者が入れ替わること新たな使用者番号が付番されます。また、同一の使用者であっても、上水道と下水道でそれぞれ異なる使用者番号が付番されるケースもあります。 このほかにも、給水番号、メーター番号、検針順路番号など、用途に応じて固有の番号が付番されています。また、これらの番号を組み合わせ、別の識別番号としてデータの抽出や帳票の印刷に利用する場合もあります。 なお、今回の共同化に当たっては、受託者と協議の上、これらの整理番号について、可能な限り整理・統合を図る予定としています。	2026/9/4
70	様式第11号のア 機能要件書 1.2 使用者情報管理 No.6「住民基本台帳システムから世帯員数情報を取り込むこと（システム連携又は記録媒体を介した取込みに対応すること）。」	住民基本台帳システムからの世帯員数情報の取込について、対象となる参加事業体様（智頭町、八頭町、伯耆町、日野町）で導入されている住民基本台帳システムは全町で同一のシステム・パッケージでしょうか。また、連携データのフォーマット（データレイアウト）は共通化されているかご教示ください。	住民基本台帳データについては、統一化されたデータとなります。	2026/9/4
71	様式第11号のア 機能要件書 1.2 使用者情報管理 No.7「1.2.6の機能に関連し、一つの給水装置に対して複数世帯に分離されている場合は、住民基本台帳データと連携し、複数世帯（最大3世帯）の世帯人数を合算できること。」	一つの給水装置に対して複数世帯（最大3世帯）が分離されている場合、住民基本台帳データと連携して複数世帯の世帯人数を合算する機能について、同一世帯・同一給水装置と判定する具体的な突合条件（住所、方書、世帯主名等）をご教示いただけますでしょうか。	住民基本台帳システム側の宛名番号（宛名コード）及び世帯番号（世帯コード）を料金システムに取り込むことで、合算世帯として判定し、料金を算定しています。	2026/9/4
72	様式第11号のア 機能要件書 2.1 検針業務 No.9「スマートメーターと連携し、安全かつ自動的にデータを取得できること。」	スマートメーターとの連携について、現在各事業体様で導入・試行中または導入予定のスマートメーターの①メーカー名、②製品型番、および③通信インターフェース仕様（データ連携プロトコル等）についてご教示いただけますでしょうか。	米子市＝①愛知時計電機 ②メーター本体：ER13S-L、送信機：QC15 ③NB-IOT 湯梨浜町＝①ウォーターデバイス ②メーター本体：AU-13 / AM-20 / ASF-20 / ASF-25、送信機：RF-MASTER ③スマートメーター：AMR方式、無線通信：LPWA 北栄町＝①ウォーターデバイス ②AU-13、AM-20 ③スマートメーター：AMR方式、無線通信：LPWA 伯耆町＝①東洋計器 ②メーター本体：Axs25（送信機一体型）、送信機：IOT-R、IOT-RW ③LTE Cat.M1 その他事業については未導入	2026/9/4

質問に対する回答書

(業務名：鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務)

No.	関連項目	質問内容 (原文のまま記載しています。)	回答	回答日
73	様式第11号の ア 機能要件書 2.2 モバイル検針 No5「水道使用量・料金等のお知らせ(以下「お知らせ票」という。)	検針用モバイル端末・プリンターから出力する「お知らせ票」について、全参加事業体様で統一の印字レイアウト(共通様式)にて運用可能でしょうか。また、プレ印字用紙(ロゴ・注意書き事前印刷)と白紙用紙のどちらを利用する想定か、および白紙の場合のストップマーク・ミシン目の有無についてご教示ください。	「お知らせ票」表面の様式については、統一化する方針です。用紙については、裏面プレ印字印刷の用紙となります。	2026/9/4
74	様式第11号の ア 機能要件書 3.1 受付管理 No3「使用開始・使用中止等に係るWeb受付との連携機能を有すること。」	使用開始・使用中止等に係るWeb受付連携について、対象事業体様(米子市様、八頭町様、日野町様等)で現在稼働中(または導入予定)のWeb受付システムは同一のシステムでしょうか。また、想定されるデータ連携方式(API連携、ファイル取込等)についてご教示ください。	現状、本機能を導入しているのは米子市のみとなります。データの連携方式は、USBメモリを利用したファイルの取込です。	2026/9/4
75	様式第11号の ア 機能要件書 5.1 収納処理 No1「手入力、OCR及びバーコードリーダー等による読取りにより、入金消込みができること。」	入金消込処理におけるOCRおよびバーコードリーダーによる読取りについて、各事業体で現在使用している読取機器、対象帳票、読取項目、読取フォーマットおよび新システムでも継続使用を希望する機器をご教示ください。併せて、参考資料5で読取機器の記載がない伯耆町様の入金消込方法についてご教示ください。	現行機器及びフォーマット等については、No48、51の回答及び納入通知書等サンプル集をご参照ください。通常、バーコードに含まれる8つの読み取り項目のうち、自由使用欄に「発行年月」、「令書区分」、「令書番号」、「固定のバーコード判別区分」及び「予備」が入ります(システムによって若干の違いがあります。)。なお、現状、バーコードシートリーダーを導入しているのは米子市のみであり、新システムの導入に合わせて更新します。また、伯耆町については、現状、手入力により入金処理を行っています。	2026/9/4
76	様式第11号の ア 機能要件書 7.2 その他通知書等 No1「次の通知書等を発行できること。(納入通知書、督促状、催告状等)」	納入通知書、口座振替のお知らせ、督促状、催告状、給水停止通知書等の各種帳票(圧着はがき等)について、全参加事業体様で統一した帳票レイアウト(標準様式)として運用可能でしょうか。事業体固有の独自レイアウト対応が必要な帳票がございましたらご教示ください。	全参加事業体で統一した帳票レイアウトといたします。	2026/9/4
77	様式第11号の ア 機能要件書 8.2 各種決済 No1「口座振替、コンビニ収納、オンライン決済など、参加団体が採用するすべての決済方法に対応できること。」	口座振替、コンビニ収納、オンライン決済等の各種決済について、契約する決済代行会社・指定代理納付者は全参加事業体様で統一される想定でしょうか。事業体ごとに指定決済事業者が異なるかについてご教示ください。	口座振替については、各金融機関との契約となります。コンビニ収納等については、No3の回答をご参照ください。	2026/9/4
78	様式第11号の ア 機能要件書 10.2 データ分析 No3「統計資料を月別及び年度別に出力できること。また、市町村別(米子市のみ)及び地区別に出力できること。さらに、CSV形式又はテキスト形式で出力できること。」	月別・年度別の統計資料およびCSVデータ出力について、全参加事業体様共通の集計項目・出力レイアウトで運用可能でしょうか。事業体ごとの個別カスタマイズが必要な統計帳票の有無をご教示ください。	帳票類については、原則として共通のレイアウトに統一する方針です。データ出力については、保存されているデータから必要なデータを選択して出力できる機能を希望します。	2026/9/4
79	様式第11号の ア 機能要件書 11.2 モバイル収納 No4「収納・精算用モバイル端末(付属プリンターを含む。)	対象5事業体様において、収納・精算用モバイル端末から出力する精算処理時の「領収書」について、全対象事業体様で共通の印字レイアウトとして運用可能でしょうか。また、プレ印字用紙と白紙用紙のどちらを利用する想定か、および白紙の場合のストップマーク・ミシン目の有無についてご教示ください。	「お知らせ票」同様に、表面の様式については、統一化する方針です。用紙については、裏面プレ印字印刷の用紙となります。」	2026/9/4
80	様式第11号の ア 機能要件書 12.1 メーター台帳 No11「検満交換実施データの入力結果において、交換指針異常又はメーター番号の重複がある場合は、警告ダイアログを表示できること。」	検満交換実施データの入力結果における「交換指針異常」の判定について、どのような異常の検知を想定されているのかご教示ください。	前回検針時のメーター指針と検満交換時のメーター指針に大きな差が生じた場合や、メーター番号が重複している場合又は異常な桁数で登録された場合に、確認を促す警告を表示する機能を求めています。	2026/9/4
81	03_仕様書_18ページ目	13.3 オンライン決済機能の機能説明で「携帯端末から納入通知書のバーコードまたはQRコードを読み取り支払い」とありますが、e-TAXでのオンライン決済と認識してよろしいでしょうか？それともコンビニ収納代行会社が提供するバーコード決済サービス(PayPayなど)のことでしょうか。	e-TAX(北栄町)及びコンビニ収納代行会社が提供するバーコード決済サービスの双方への対応が必要です。	2026/9/4
82	02_機能要件書及び非機能要件書	エクセル列：Cの「対応」項目で対応可否を記入すると思いますが、オプションを選択した場合、備考に、どのように記入すればよいか記入例をご教示いただくことは可能でしょうか。	オプションの場合は、「新たに機能を追加」「設定により追加」「別途システムを追加」など、簡単な記載で結構です。	2026/9/4
83	02_実施要領_6ページ目	番号：②の「内容」項目で(4)～(7)の内容は提案書に記載する内容ではなく、「02_機能要件書及び非機能要件書」に記載する認識でよろしいでしょうか。	概ねお見込みのとおりですが、基本機能以外に特筆すべき点がございましたら、業務提案書にご記載ください。なお、代替案を提示する場合は、その内容について明確にご説明のうえ、機能要件書の備考欄又は業務提案書にご記載ください。	2026/9/4
84	02_実施要領_7ページ目	番号：⑦の「内容」項目で「また、サーバ等を協議会が指定する施設へ設置する場合は、当該施設の直近契約における電気料金単価を基準として算出した電気料金を、価格提案明細書 システム(様式第8号の ア)に運用保守費用として計上すること。」とありますが、提案書に記載する必要はなく、価格提案明細書 システムにだけ、記載する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	2026/9/4

質問に対する回答書

(業務名：鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務)

No.	関連項目	質問内容 (原文のまま記載しています。)	回答	回答日
85	04_審査要領_2ページ目	(技術点の評価項目)の二次審査の評価項目で「要求した機能に対する対応状況等」とありますが、「02_機能要件書及び非機能要件書」に記入します内容が評価対象と認識してよろしいでしょうか。 それとも、一次審査の評価項目で、「システム機能評価」の方が、「02_機能要件書及び非機能要件書」に記入します内容の評価対象となりますでしょうか。	一次審査における「システム機能評価」では、「業務提案書」および「02_機能要件書及び非機能要件書」の記載内容に基づき、書面審査を行います。 二次審査における「要求した機能に対する対応状況等」では、詳細な機能への対応内容や機能そのものについて、プレゼンテーションおよび質疑応答を通じて確認し、提案内容やその妥当性等を評価いたします。	2026/9/4
86	04_審査要領_2ページ目	(技術点の評価項目)の二次審査の評価項目で「付帯機能、拡張性」とありますが、「02_実施要領」の6～7ページ目にあります業務提案書の内容の中で該当する項目をご教示いただきたいのですが、よろしいでしょうか。	本項目は、本協議会が求める機能水準を上回る機能や、機能要件書に記載された機能以外の有用性の高い機能、他システムとの連携やデータ活用などの拡張性について評価する項目です。 業務提案書においては、実施要領8(5)アの表①～③の各項目に加え、提案内容によっては⑥、⑦、⑩の各項目とも広範囲に関わる内容となります。	2026/9/4
87	・04_納入通知等サンプル集 ・03_帳票一覧	水道使用水量・料金等のお知らせ、納入通知書、督促関連のレイアウトは米子市様仕様に統一の認識でよろしいでしょうか。 また、前述の通知書の発行条件の仕様は米子市様の仕様に統一もしくは別の標準となる仕様に統一する認識でよろしいでしょうか。	印刷レイアウトについては、原則として米子市の様式に統一いたします。 発行条件については、発行のタイミング(納入通知書、督促状、催告状)は各事業体とも差はありませんが、運用の違いにより、発行回数(※)や発行までに要する期間については、若干の違いがあります。 (※)通常、督促状の発行は1回のみとし、それ以降の請求については催告状により行うのが一般的ですが、様式の統一化に伴い、催告状が給水停止予告書を兼ねることから、催告状は給水停止を予告する際のみ発行するものとします。それ以外の再請求行為については、督促状を使用するものとします。	2026/9/4
88	03_仕様書_20ページ目	鳥取県情報センター様を導入されている各事業体様のシステムのバージョンですが、全て同じバージョンと認識してもよろしいでしょうか。 また、鳥取県情報センター様を導入されている各事業体様のシステムのデータレイアウトは基本的には同じと認識してよろしいでしょうか。	概ねお見込みのとおりですが、事業体ごとの運用方法や事業内容の違いにより、登録されているデータの種類等に差異が生じている場合があります。但し、データ移行に際しては、現行ベンダーとの協議により、受託者が指定する形式でデータを提供することが可能です。	2026/9/4
89	03_仕様書_23ページ目	鳥取県情報センター様を導入されている各事業体様で使用者番号の詳細が「使用者番号と水栓番号に関連なし」と「(第1世代給水契約者のみ)水栓番号＝使用者番号」に分かれています。システム仕様並びにデータレイアウトに違いがあると認識してよろしいでしょうか。	システム仕様の違いがある可能性はあります。但し、データ移行に際しては、現行ベンダーとの協議により、受託者が指定する形式でデータを提供することが可能です。また、新システムにおいては、データ構成等を統一する方向で検討しています。	2026/9/4
90	02_機能要件書及び非機能要件書_様式第11号のA_No1基本情報管理機能_1.1水栓情報管理_7	使用者番号の桁数が6桁～12桁とありますが、この桁数は世代番号を含めた番号でしょうか。	含めています。但し、現行システムにおいて、世代番号を明確に定義しているのは米子市のみとなります。	2026/9/4
91	02_機能要件書及び非機能要件書_様式第11号のA_No1基本情報管理機能_1.1水栓情報管理_9	整理番号の意味(内容)をご教示頂けますでしょうか。 また、整理番号には世代管理するような番号はありますか。 それと、整理番号の桁数をご教示頂けますでしょうか。	整理番号とは、現在、各事業体が現行システムで利用しているさまざまな識別番号の総称です。そのうち、世代管理を行っているのは、米子市の使用者番号のみです。Na69の回答もご参照ください。 なお、本番号の桁数については、「資料7」をご参照ください。	2026/9/4
92	02_機能要件書及び非機能要件書_様式第11号のA_No4調定・料金計算機能_4.2料金計算_1	日割計算及び特例料金計算について、内容をご教示いただくことは可能でしょうか。	特例料金計算については、「参考資料10」をご参照ください。 また、日割計算については、現在、採用している事業体はなく、将来的に採用する可能性を考慮して記載している機能です。そのため、当初は非搭載としても問題ありませんが、搭載する場合に要する費用(オプション又はカスタマイズ)について、ご提示ください。 日割計算の一般的な例としては、定期検針期間の途中で使用を開始または中止した場合に、使用日数に応じて基本料金を日割りで計算する方法が挙げられます。 なお、厳密な意味での日割計算ではありませんが、現在、八頭町及び日野町では、水道料金について、1か月の使用日数が14日以内の場合、基本料金を半額として請求する制度を採用しています。また、八頭町では、下水道使用料についても同様の条件で使用料を半額とする制度を設けています。	2026/9/4
93	02_機能要件書及び非機能要件書_様式第11号のA_No4調定・料金計算機能_4.2料金計算_4	03_仕様書_25ページ目(参考資料9)を参照しますと現状は小数がないかと思われますが、小数点以下の計算方法はどのように考えられているかご教示いただいてもよろしいでしょうか。	本機能は、日割計算を採用した場合を想定した機能となります。 Na92の回答と同様に、当初は非搭載としても問題ございませんが、搭載する場合に要する費用(オプション又はカスタマイズ)について、ご提示ください。 一般的には、最終的に算定した料金に小数点以下の数値が生じた場合は、切り捨て処理を行います。	2026/9/4
94	02_機能要件書及び非機能要件書_様式第11号のA_No4調定・料金計算機能_4.3調定更正_7	経過措置、改定率に対応できることとありますが、どのような内容を想定しているかご教示いただくことは可能でしょうか。	経過措置については、料金改定時において、改定日以前から継続して使用している者に対し、経過措置として、改定月分(1か月分)の使用量については旧料金を適用します。 なお、これは米子市における従前からの取扱いを例として記載しているものであり、すべての事業体において適用することや、将来的な適用を定めるものではありません。 改定率については、料金改定時における改定率への対応を指しますが、実際のシステム上の改定作業においては、料金単価や単価区分の変更をはじめ、その他の料金体系・制度に応じた変更を行うことになると考えています。	2026/9/4
95	03_帳票一覧_水道料金関係帳票	「出力区分」で「別対応可」とありますが、どのような対応を別対応と想定されているのでしょうか。	本システム上での対応を最優先(高評価)としますが、本システムとは別のシステム(又はオフィスソフト等)による対応も可能です。	2026/9/4
96	・実施要領 2(7)ア、11(1)、11(5)イ ・仕様書 第1章 6(1)	システム導入費や保守運用費は、各自治体(事業体)ごとに個別に締結するため、別個に算定して提案(見積り)を出す必要がある認識です。 そのうえでデータ分離方式を論理的分離(マルチテナント)とした場合に、共通利用部分について、参考資料5/基本情報1に記載の行政区内人口や給水戸数の比率等で按分をするといった方針はございますでしょうか。 本件に限らず、すでに行っている方法がございましたらご教示ください。	一般的に、共通費用の按分については、システムのアカウント数、搭載機能数、契約者数(上水道)及び接続者数(下水道)などを考慮して、按分比を検討するケースが多いと思われます。 今回のプロポーザルにおいては、按分方法についてこちらから指定することはありません。各事業体の状況等を考慮の上、適切な按分方法及び配分にてご提案ください。	2026/9/4

質問に対する回答書

(業務名：鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務)

No.	関連項目	質問内容 (原文のまま記載しています。)	回答	回答日
97	05_03_specifications.pdf (P.10) 第6章 2 データ移行	現行システムのデータはどのような形で保存されているのでしょうか。	ご質問がデータ形式についてのものでは、Na61の回答をご参照ください。 保存場所については、いずれの事業体においても、データセンターに保存されています。	2026/9/4
98	05_03_specifications.pdf (P.10) 第6章 2 データ移行	新システム稼働後、現行システムとの並行稼働は想定されているでしょうか。 新システム稼働後は現行システムは利用しない想定でしょうか。	新システムへの切替前の試行期間については、現行システムと新システムを並行稼働させる予定ですが、切替後は現行システムを使用しない方針です。ただし、受託者との協議により、変更となる場合があります。	2026/9/4
99	05_03_specifications.pdf (P.20) 参考資料4	Webブラウザにおいて「Webブラウザ起動ではない」とはどういう意図でしょうか。	現行システムはWebブラウザに依存していないため、このような記載となっておりますが、Microsoft Edge自体は利用可能です。 ※記載方法に統一性が図れておりませんでした。	2026/9/4